

平成29年度 電気自動車普及促進事業に係る効果検証等委託業務
公募に関する質問・回答表

	質問	回答
①	仕様書「4.委託業務の内容」の「(2)持続的に維持可能な充電網の整備」において、『整備前と整備後に利用者へ利便性等について、……』とありますが、充電設備の整備自体は本業務とは別事業にて行われると理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通り、充電設備の整備自体は本業務とは別事業として実施致します。
②	上記①に関連し、本事業における整備前の利用者の利便性アンケート結果に応じて、充電設備の整備(基数、場所)が変更になることがありますでしょうか。	利用者アンケートや、設置先事業所との調整結果により、充電設備の整備(基数、場所)が変更になる可能性はありますが、大幅な変更はないと想定しております。
③	上記①に関連し、整備される充電設備は「基本計画書」p43の通り、「課金システムを導入した中速充電器」を2か所(伊良部方面、城辺方面)と思いますが、設置時期はいつごろを予定されていますでしょうか。	9月頃までの設置完了を予定しております。
④	課金をするのは、新たに設置する2か所のみで、既設の4か所は従来通り課金なしでしょうか。	既設・新設全てにおいて、10月からの課金実施を予定しております。
⑤	課金システムは、「基本計画書」p44～45の通り、エネゲートの課金システムによる300円の定額制のカード決済ということでしょうか。	ご質問の通り、エネゲートの課金システムによる300円の定額制(カード決済)を予定しております。
⑥	上記⑤に関連し、島内のEVユーザに対してカードを配布するということでしょうか。対象や配布時期はどのように予定されていますでしょうか。	カード決済は専用カードの配布ではなく、クレジットカード決済となります。利用者は事前にエネゲートHPから「エコQ電」の会員登録(クレジットカード情報等)を行うことで、充電器の利用が可能となります。
⑦		